



労働災害の現状

－ 平成29年労働災害発生状況の分析 －



大町労働基準監督署

* 目 次 *

労働災害の発生状況

P1 ~ P3

-
- 第 1 表 平成 29 年業種別労働災害発生状況
 - 第 2 表 平成 29 年事故の型別業種別労働災害発生状況
 - 第 3 表 平成 29 年起因物別業種別労働災害発生状況

第 12 次労働災害防止推進計画（目標と実勢）

P4

-
- 第 1 図 大北・安曇野地区における
第 12 次労働災害防止推進計画の目標と実勢

労働災害の推移・全産業傾向

P5 ~ P9

-
- 第 1 図 死傷災害と死亡災害の推移
 - 第 2 図 業種別労働災害の推移
 - 第 3 図 「その他事業」における主な業種の
労働災害の推移
 - 第 4 図 事故の型別発生状況
 - 第 5 図 起因物別発生状況
 - 第 6 図 年齢別発生状況
 - 第 7 図 経験期間別発生状況
 - 第 8 図 事業場規模別発生状況
 - 第 9 図 主な事故の型・起因物別発生状況
 - 第 10 図 月別・事故の型別発生状況
 - 第 11 図 時間別発生状況

業種別労働災害の傾向と問題点

P10 ~ P16

-
- 製造業 P10
 - 建設業 P11
 - 運輸貨物業 P12
 - 林業 P13
 - 卸売業又は小売業 P14
 - 保健衛生業 P15
 - 接客娯楽業 P16

プレス機械・木材加工用機械災害発生状況

P17

- 第 1 図 プレス災害の推移
- 第 2 図 木材加工用機械災害の推移
- 第 1 表 平成 29 年中に発生した
木材加工用機械災害の内訳

職業性疾病・健康診断結果

P18

- 第 1 図 業務上疾病発生状況の推移
- 第 2 図 主な項目別有所見率の推移

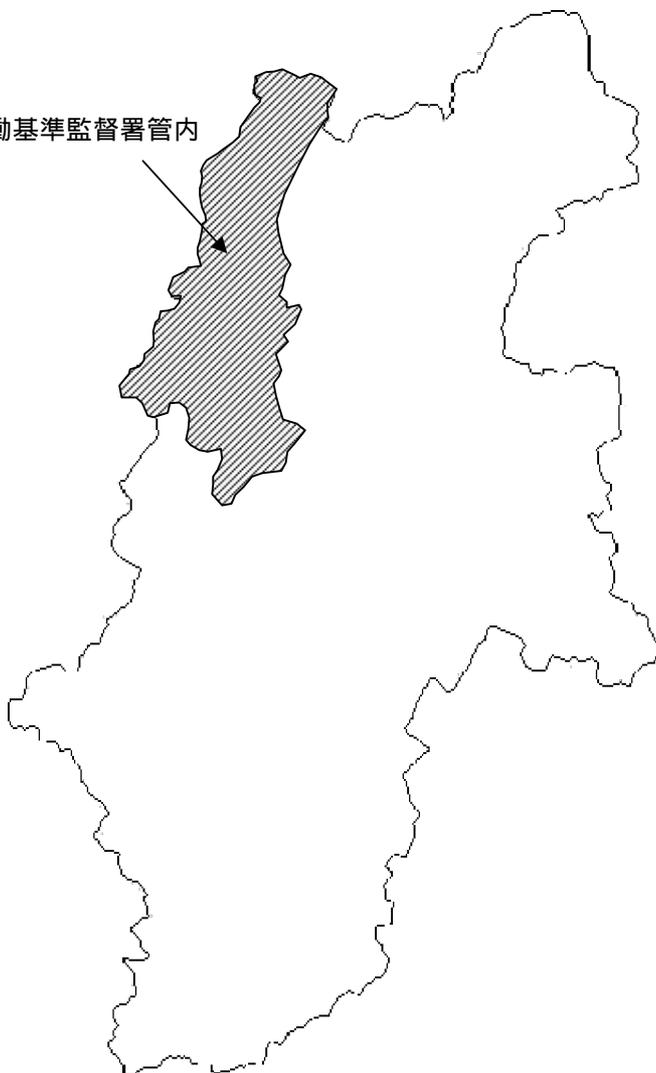
付録 労働災害防止のポイント及び STOP! 転倒災害プロジェクト

P19 ~ P21

注記

本書のグラフ・表について特別のこわり書きのないものはすべて、平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日に大町労働基準監督署管内(大町市・安曇野市(旧明科町の区域を除く)・松本市のうち旧梓川村の区域・北安曇郡全域)で発生した、休業 4 日以上労働災害の統計数値を表します。(平成 30 年 1 月末現在)

大町労働基準監督署管内



大町労働基準監督署

〒398-0002

大町市大町 2943 - 5

大町地方合同庁舎 4 階

電話: 0261-22-2001

FAX: 0261-22-0369

大町署管轄区域

大町市

安曇野市

(旧明科町の区域を除く)

松本市(旧梓川村の区域)

北安曇郡

池田町・松川村・白馬村・小谷村

労働災害の発生状況

<表 1> 平成29年(1月1日～12月末日)業種別労働災害発生状況

大町労働基準監督署

業 種	区 分	休業4日以上死傷者数				対前年同期比 増減率
		平成27年	平成28年	平成29年	対前年増減	
製造業	食 料 品 製 造 業	14	15	12	3	
	織 維 ・ 織 維 製 品 製 造 業	1		1	1	
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	1	1		1	
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 ・ 印 刷 製 本 業	2	1		1	
	化 学 工 業	2	1	1		
	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	3	3	2	1	
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 製 造 業					
	金 属 製 品 製 造 業	4	3	4	1	
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	3	5	4	1	
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	6	2	9	7	
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	1	1		1	
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業			1	1	
	そ の 他 の 製 造 業	1		3	3	
	小 計	38	32	37	5	15.6%
鉱 業						
建設業	土 木 工 事 業	7	8	5	3	
	建 築 工 事 業	19	12	9	3	
	う ち 木 造 建 築 業	10	4	5	1	
	設 備 工 事 業	6	3	4	1	
	小 計	32	23	18	5	21.7%
運輸貨物業	道 路 貨 物 運 送 業	6	7	4	3	
	そ の 他 の 交 通 運 輸 業	(1)	7	16	7	
	陸 上 貨 物 取 扱 業					
	小 計	(1)	13	23	10	43.5%
林 業		5	4	4		
その他の事業	卸 売 業 又 は 小 売 業	23	17	22	5	
	保 健 衛 生 業	8	15	19	4	
	旅 館 業	11	5	10	5	
	飲 食 業	7	5	6	1	
	そ の 他 接 客 娯 楽 業 (ゴ ル フ 場 等)	1	2	2		
	清 掃 ・ と 畜 業	3	5	2	3	
	ピ ル 管 理 業	3	1	2	1	
	上 記 以 外 の 業 種	13	18	(1) 16	2	
小 計	69	68	(1) 79	11	16.2%	
合 計		(1) 157	150	(1) 151	1	0.7%
死 亡 者 数		1		1	1	

(注)1. ()書きは、死亡者数で死傷者数の内数である。

2. 単位;人

第 12 次労働災害防止推進計画（目標と実勢）

大北・安曇野地区(大町署管内)の目標

1. 計画の重点目標

労働災害による**死亡者数を 0 人**

平成 29 年までに、労働災害による**死傷者数(休業 4 日以上)を 15%以上減少**(平成 24 年比)

2. 重点とする業種対策目標

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。

- 第三次産業・・・労働災害による休業 4 日以上の死傷者数を 20%以上減少させる。
- 運輸貨物業・・・労働災害による休業 4 日以上の死傷者数を 15%以上減少させる。
- 製造業・・・労働災害による休業 4 日以上の死傷者数を 10%以上減少させる。
- 建設業・・・労働災害による死亡者数を 0 人とする。

3. 重点とする健康確保対策・職業性疾病対策

メンタルヘルス対策・・・対策に取り組んでいる事業場の割合を 70%以上とする。

大北・安曇野地区(大町署管内)の実勢

第 12 次労働災害防止推進計画の 5 年目(最終年度)である平成 29 年の結果は以下のとおり。

1. 労働災害による死亡者数

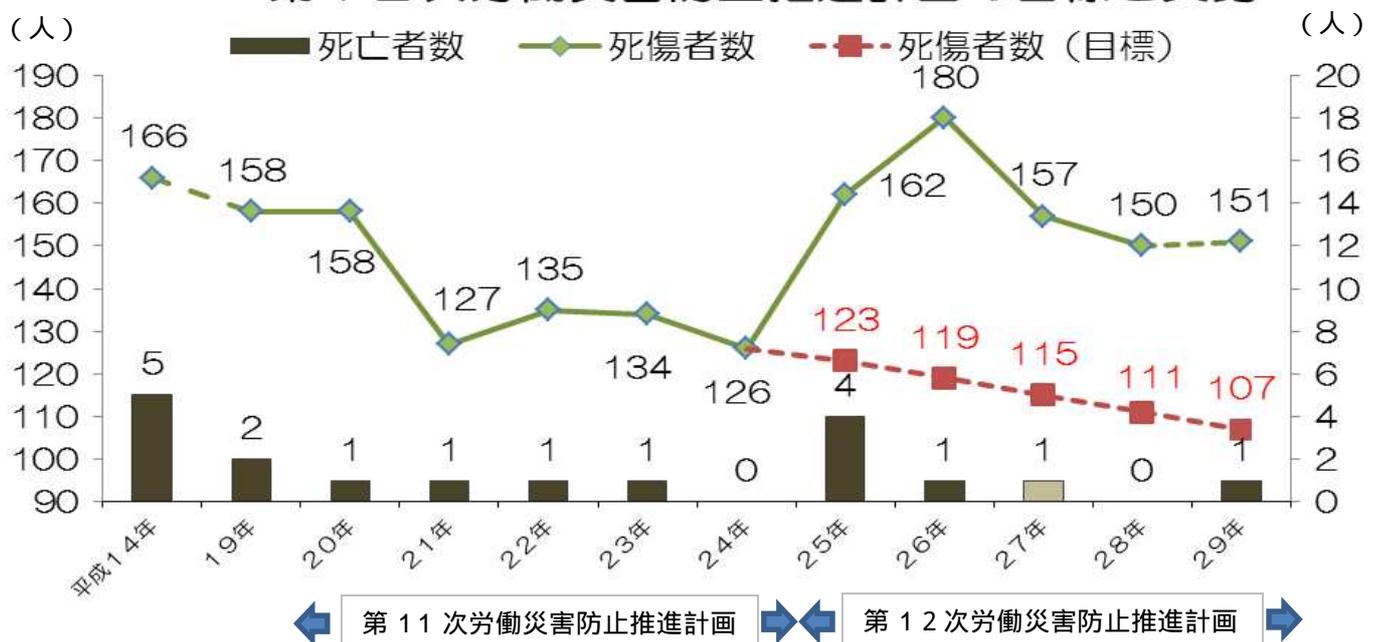
平成 29 年は 1 人であった。

2. 労働災害による休業 4 日以上の死傷者数

平成 29 年は 151 人で、平成 28 年と比べて 1 人増加し、平成 29 年の目標値(最終目標)である 107 人を達成することができず、かなり開きのある結果となったため、今後さらなる労働災害防止が求められる。

第 1 図

大北・安曇野地区における 第 12 次労働災害防止推進計画の目標と実勢



労働災害の推移・全産業傾向

平成 29 年まとめ

全体的傾向

- ・ 労働災害による死亡者は 1 人。
- ・ 休業 4 日以上労働災害による死傷者数は 151 人、平成 28 年と比べて 1 人増加し、平成 20 年とほぼ同数の状況であるため、より一層の労働災害防止が必要である。

業種別傾向

- ・ 電気機械器具製造業（対前年 7 人増加）卸・小売業（対前年 5 人増加）保健衛生業（対前年 4 人増加）旅館業（対前年 5 人増加）で多く発生したものの、当署管内特有の産業である索道業を中心としたその他の交通運輸業では対前年 7 人減少している。また、大分類別では、その他の事業が対前年 11 人増加している一方、運輸貨物業が対前年 10 人減少している。

事故の型別傾向

- ・ 「転倒」災害による死傷者数が 51 人で、対前年 2 人増加し、構成比で 33.8%と依然として高い。また、「はさまれ・巻き込まれ」災害が対前年 5 人増加となり、依然として障害が残るなどの重篤な災害が発生している。一方で「墜落・転落」災害による死傷者数は対前年 9 人減少している。

起因物別傾向

- ・ 依然として「仮設物・建築物等」を起因物とする災害が最も多いほか、積雪・凍結などの「環境等」による災害も目立って発生している。

年齢別傾向

- ・ 前年構成比が 1 番高かった「60 歳以上」の災害は対前年 10 人減少となったものの、依然として構成比が 1 番高い状況が続いている。

経験年数別傾向

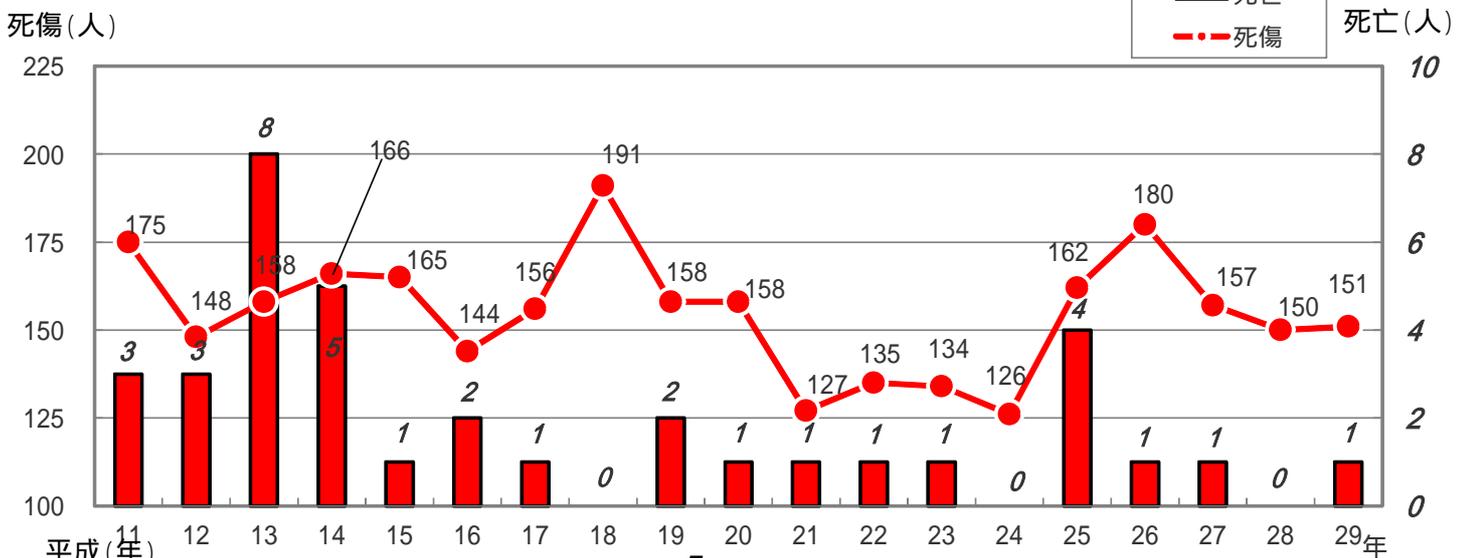
- ・ 経験歴「3 月未満」の災害が対前年 11 人増加の 19 人となった。
- ・ 経験歴「10 年以上」の災害が対前年 22 人減少の 38 人と大幅に減少したが、依然として構成比が 1 番高い状況である。

月別傾向

- ・ 8 月は対前年 8 人と大幅な増加となった一方、2 月は対前年 7 人減少した。
- ・ 依然として、冬季（特に 1 月・2 月）における労働災害が目立つ。

第 1 図

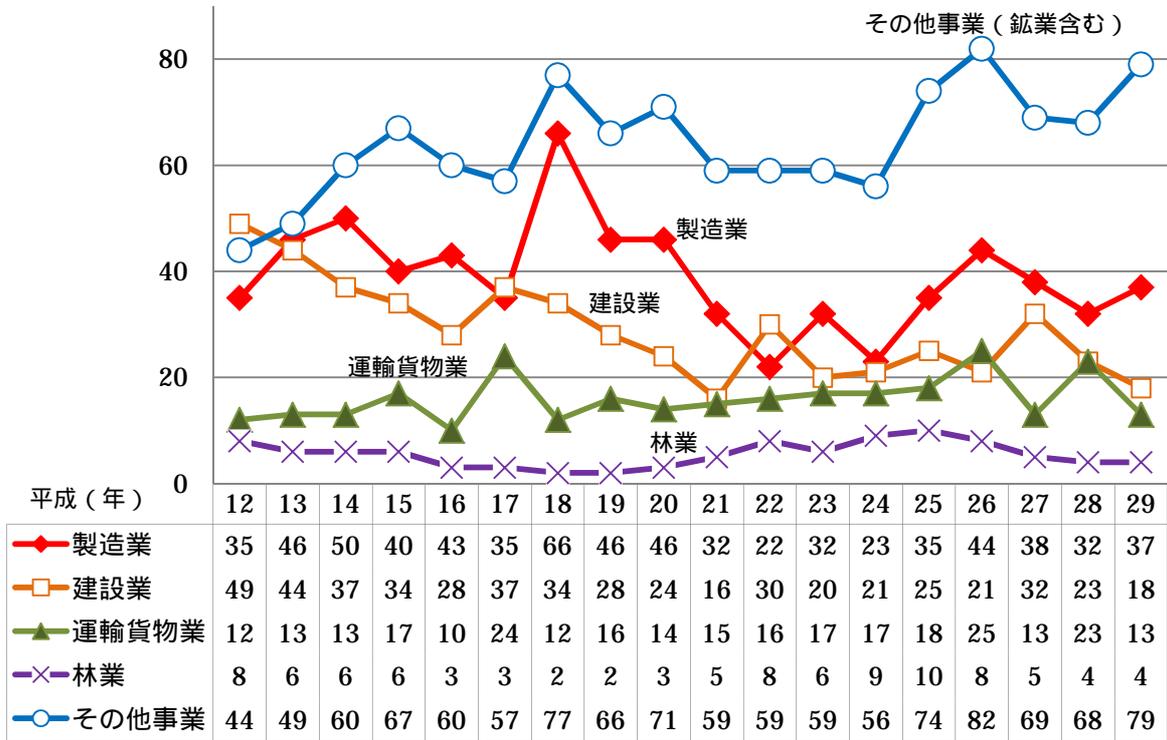
死傷災害と死亡災害の推移



第2図

(人)

業種別労働災害の推移

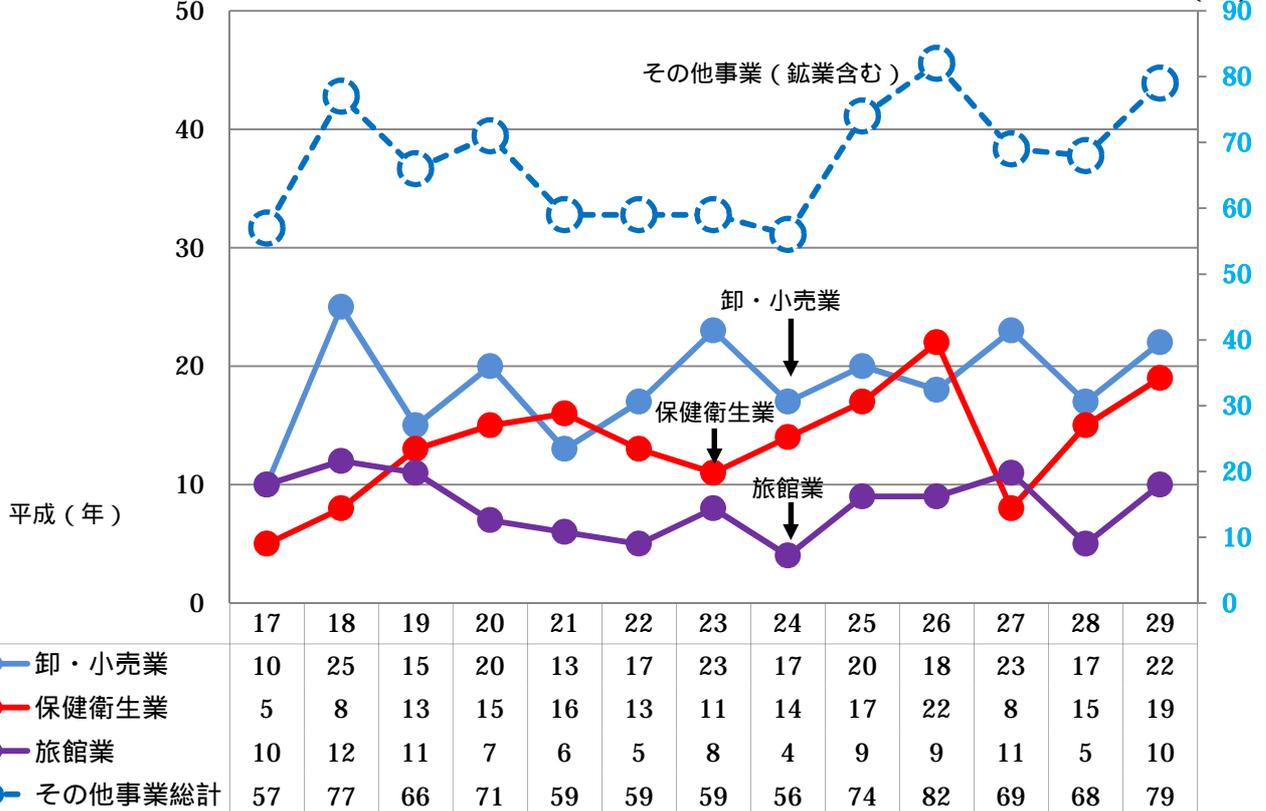


第3図

卸・小売業
保健衛生業
旅館業
(人)

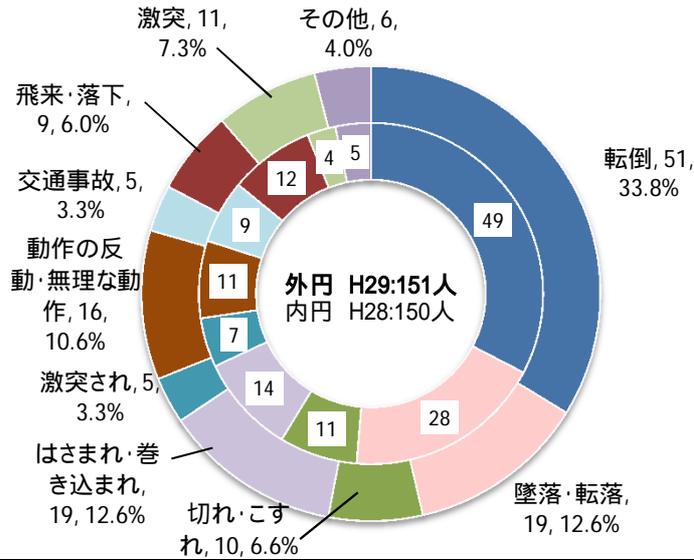
「その他事業」における主な業種の労働災害の推移

その他事業総計
(人)



第4図

事故の型別発生状況



特徴

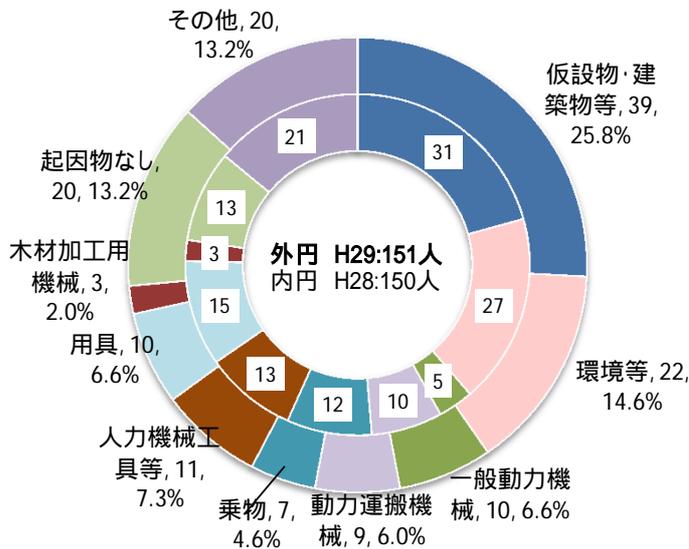
・「転倒」災害が対前年2人増加しており、依然として高い割合(33.8%)で発生している。

・「はさまれ・巻き込まれ」災害が対前年5人増加となっており、障害が残る重篤な災害が依然として発生している。

・前年構成比が2番目に高かった「墜落・転落」災害が対前年9人減少し「はさまれ・巻き込まれ」災害と同数となった。

第5図

起因物別発生状況



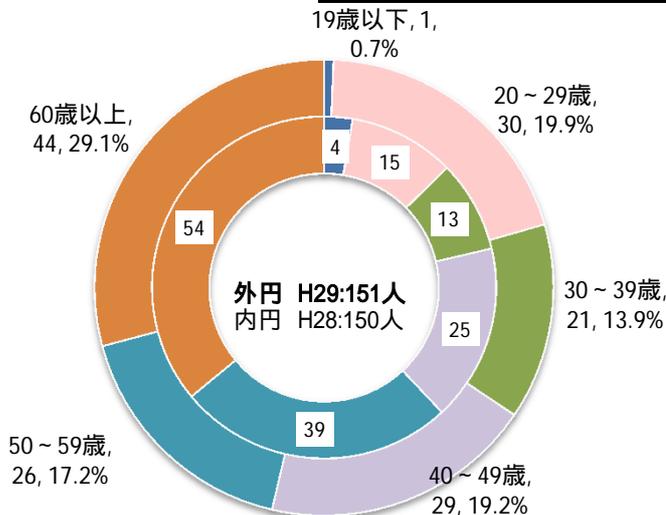
特徴

・「仮設物・建築物等」による災害が依然として高い割合で発生している。

・積雪・凍結などを代表とする「環境等」による災害も高い割合を占めている。

第6図

年齢別発生状況



特徴

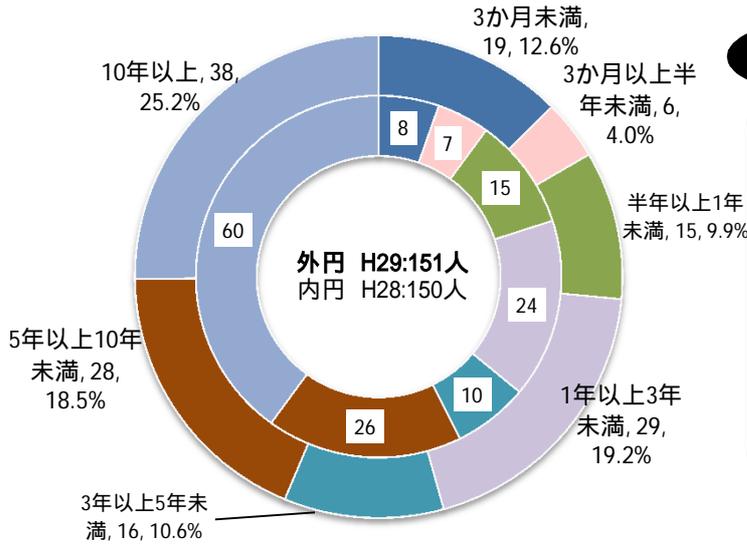
・前年構成比が1番高かった「60歳以上」の災害は対前年10人減少となったものの、依然として構成比が一番高い状況が続いている。

・「50歳以上」が全体の半数近く占めている。

・「19歳以下」は対前年3人減少の1人となった。

第7図

経験期間別発生状況



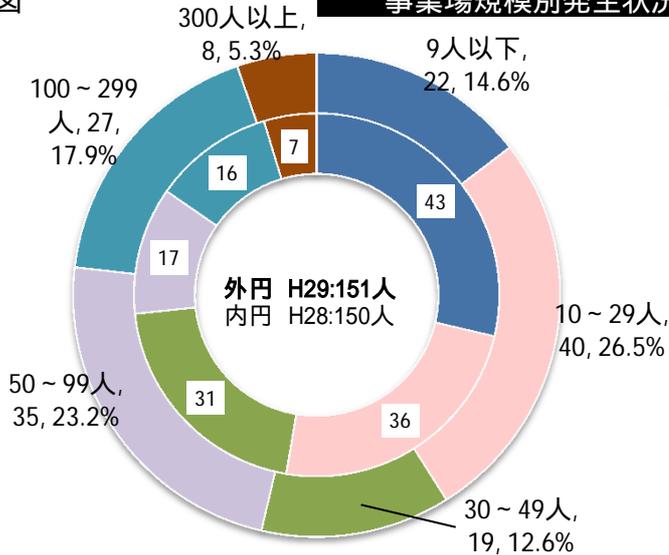
特徴

・経験歴「3か月未満」の災害が対前年11人増加の19人で構成比12.6%となった。

・経験歴「10年以上」の災害が対前年22人減少の38人と大幅に減少したが、依然として構成比が25.2%となっており1番高い状況である。

第8図

事業場規模別発生状況



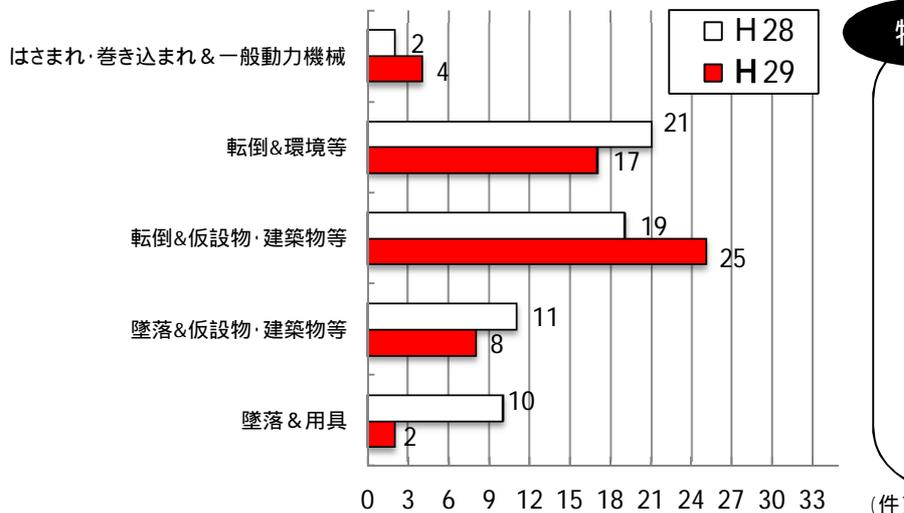
特徴

・「9人以下」で対前年21人減少となった一方、「50～99人」で対前年18人増加となった。

・「50～99人」における災害が増加しており、今後の注意が必要であるが、依然として、小規模事業場における災害も多く、50人未満規模の発生比率は全体の5割を超えている。

第9図

主な事故の型・起因物別発生状況



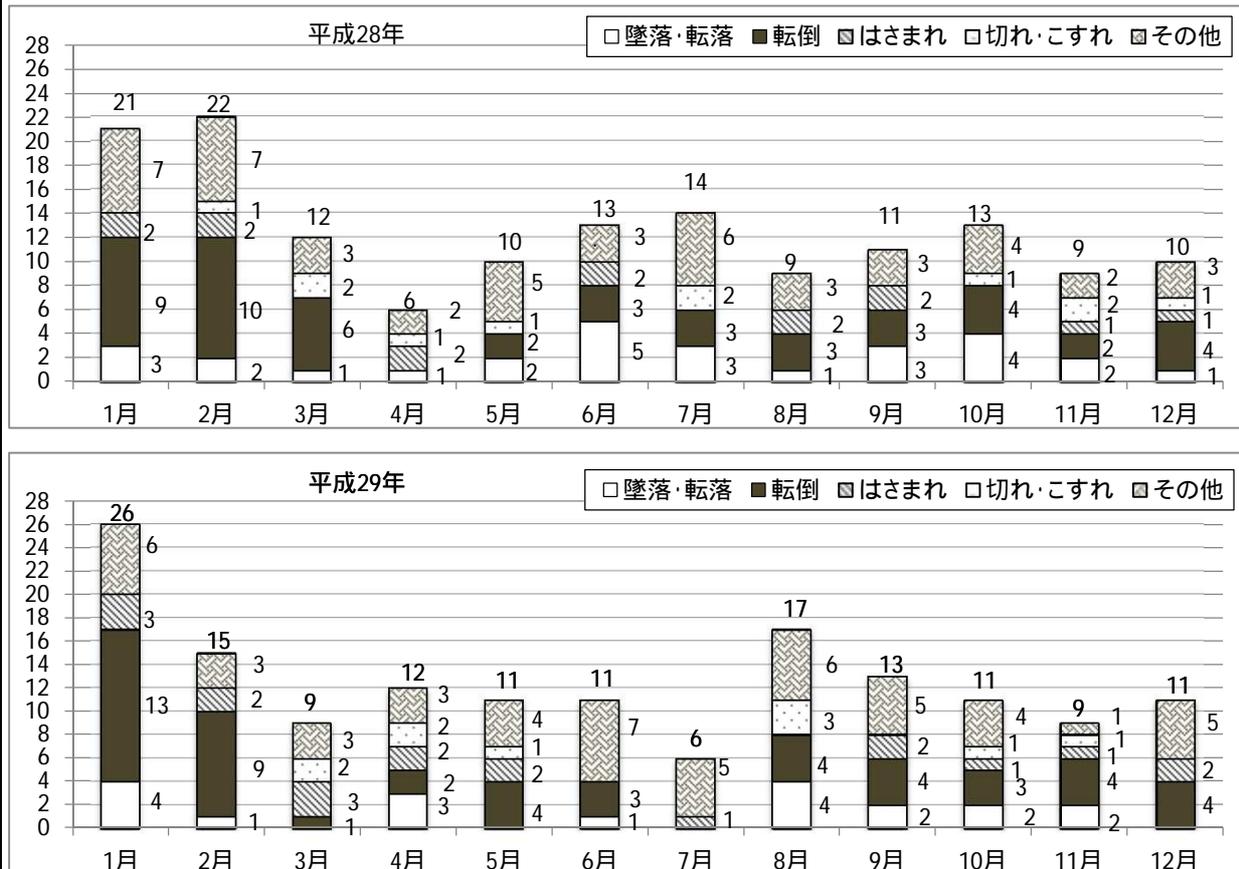
特徴

・「仮設物・建築物等」を起因とする「転倒」災害と、「環境等」を起因とする「転倒」災害が多く、全体の概ね25%を占めている。

・「墜落」災害においては、「用具」によるものが対前年8人減少し、「仮設物・建築物等」で3人減少した。

第10図

月別・事故の型別発生状況

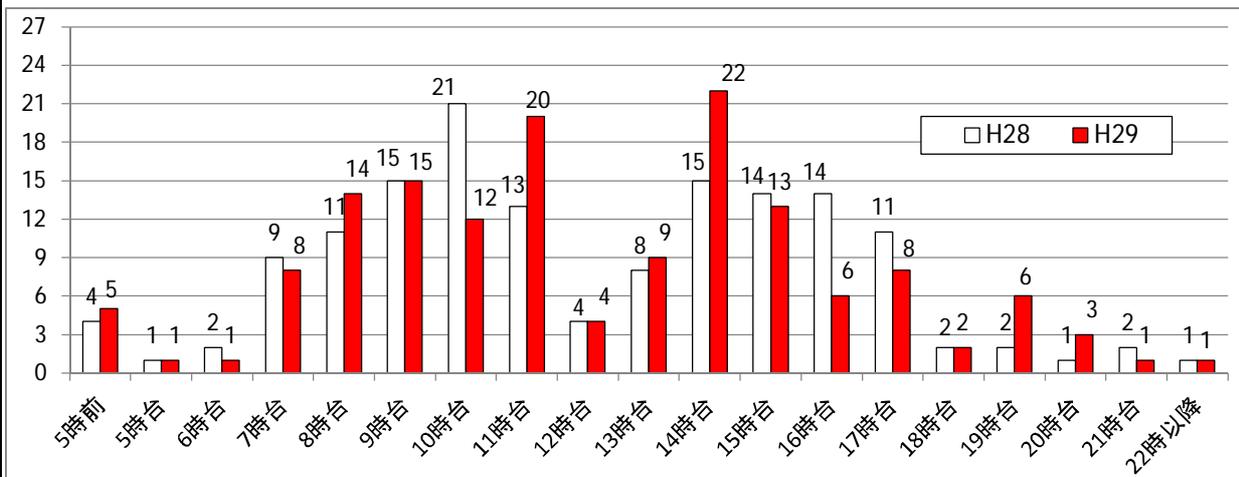


特徴

- ・8月は対前年8人と大幅な増加となった一方、2月は対前年7人減少した。
- ・依然として、冬季（特に、1月、2月）の災害が多い。

第11図

時間別発生状況



特徴

- ・平成28年と比べて、10時台に発生した労働災害が減少しており、11時台、14時台に発生した労働災害が増加している。なお、8時台～11時台及び13時台～17時台と、通常の就業時間中に発生した労働災害が多い。

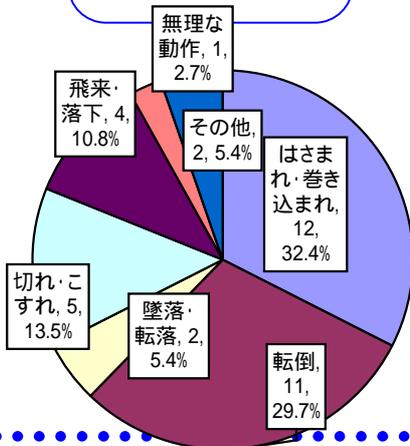
業種別労働災害の傾向と問題点

製造業(37人)

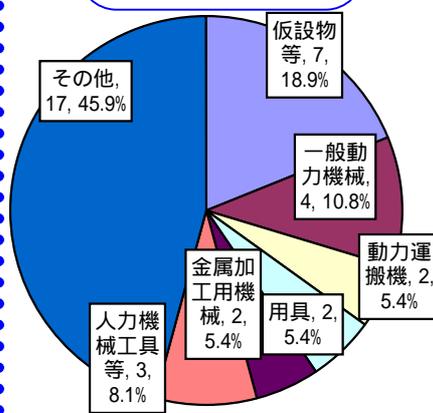
傾向と問題点

- ▶ 製造業においては、機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害が他業種に比べ多発する傾向にある。原因はさまざまであるが、清掃作業や調整作業を行う際、本来機械の運転を停止させるべきであるのに、機械を運転させたまま被災するケースが散見される状況である。「はさまれ・巻き込まれ」災害は12人と対前年8人増加し、構成比32.4%を占める結果となった。
- ▶ 「転倒」災害については、全業種において最も多く発生している災害であり、製造業でも多発している。製造業においては11人と対前年3人減少したものの依然として多くの割合を占めている。
- ▶ 経験期間別では、「10年以上」が対前年9人減少となったが、「10年未満」が対前年14人増加となった。また、「3年未満」が全体の半数近くを占めており、経験の浅い労働者の災害が多く発生している。
- ▶ 製造業全体で対前年5人増加となった。最も災害の多かった業種は「食料品製造業」で12人(対前年3人減少)であった。

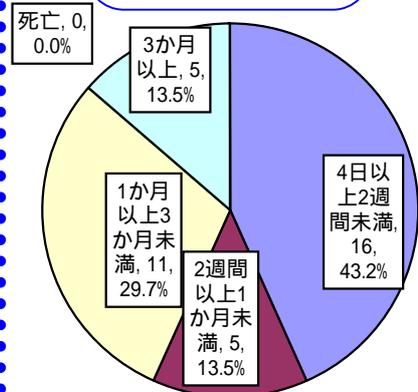
事故の型別



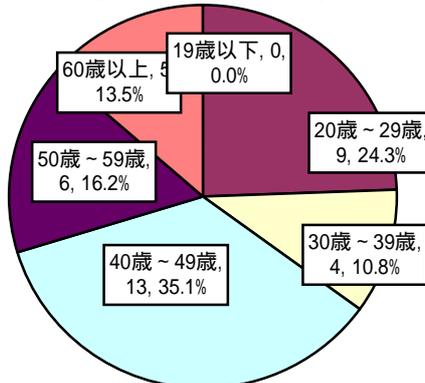
起因物別



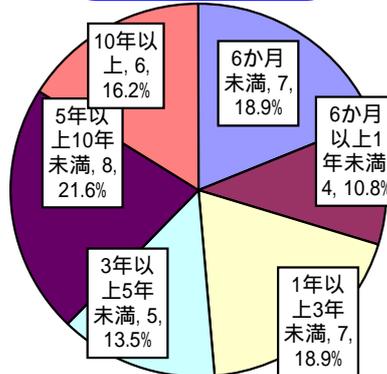
災害程度別



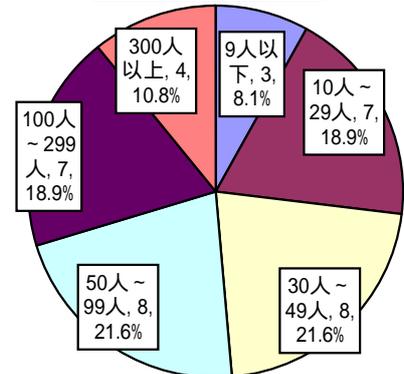
年齢別



経験期間別



事業場規模別



重点的に実施すべき対策

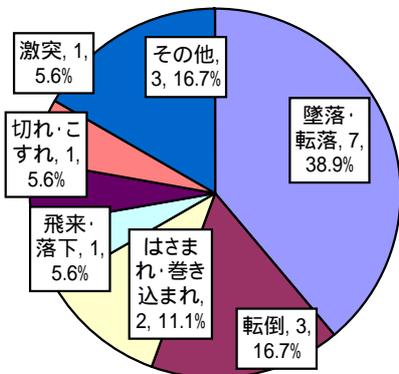
- ▶ はさまれ・巻き込まれ災害にて傷害の残る重篤な災害が依然として発生していることから、特に、機械を停止して行う調整作業において本質的な安全対策の実施の可否を確認し、停止措置のみによる場合には確実にその措置を履行させる必要がある。
- ▶ 転倒災害を防止するための対策として、作業通路の安全化や4S活動の実施などにより転倒災害の危険因子を除去する。
- ▶ 若年齢労働者を中心に経験の浅い労働者に対しては、危険の見える化活動(危険のポイントの掲示、危険体感教育等)を通じて、基本的なルール遵守の重要性などを教育し、安全衛生意識を向上させるための活動を継続的に行っていく必要がある。

建設業(18人)

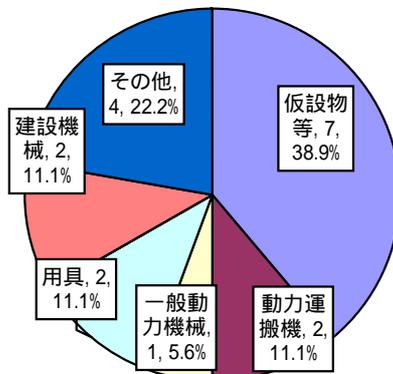
傾向と問題点

- ▶ 建設業において、労働災害は長期的には減少しているものの「墜落・転落」災害の占める割合が1番高くなっている。足場やはしご等からの墜落・転落だけでなく、不整地運搬車や高所作業車からの墜落・転落災害も発生している。また、「転倒」災害も他業種と同様に発生している。
- ▶ 年齢別でみると「50歳以上」が全体の半数以上を占めており、経験期間別でみると「10年以上」が全体の半数を占めている。また、事業場規模別でみると「9人以下」が全体の6割以上を占めている。
- ▶ 建設業全体で対前年5人減少となった。「土木工事業」で5人、「建築工事業」で9人(うち「木造建築業」で5人)発生した。

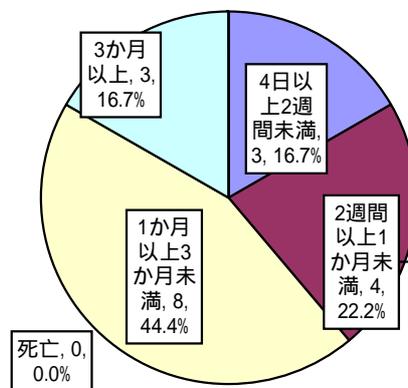
事故の型別



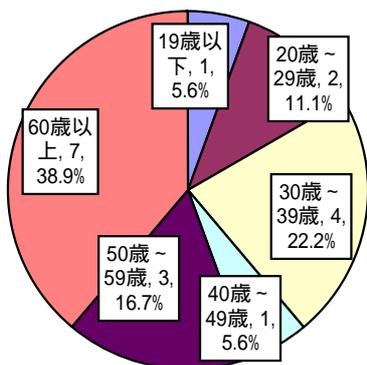
起因物別



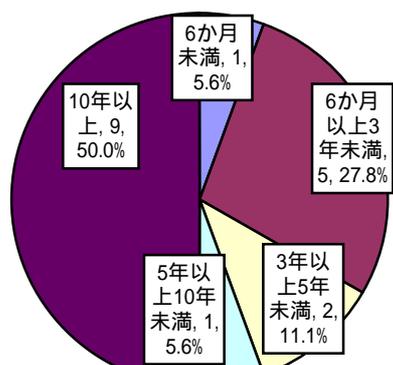
災害程度別



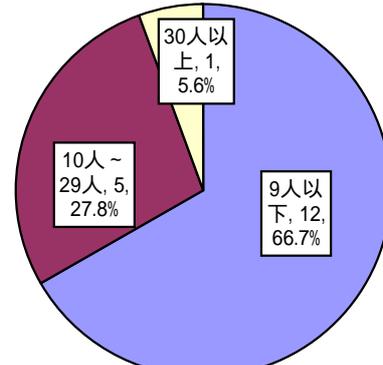
年齢別



経験期間別



事業場規模別



重点的に実施すべき対策

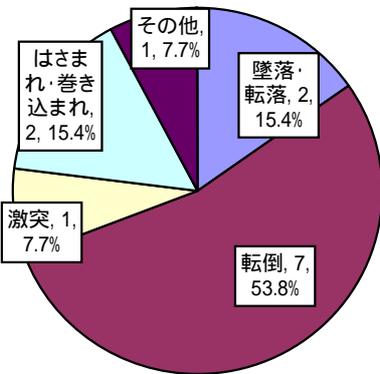
- ▶ 「墜落・転落」災害を防止するため、足場の墜落防止措置は法定措置だけでなく、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」で示されている「より安全な措置」を講じる。また、はしご、脚立等の安全な使用、安全帯の使用等を徹底する。
- ▶ 「転倒」災害を防止するため、4S活動等を実施し、現場等における滑りやつまづきの危険因子のある箇所を確認し、除去するなどの対策を行う。
- ▶ 60歳以上労働者の災害が多く発生していることから、高齢者に配慮した施工方法・作業方法、安全な通路の設置などを採用する。

運輸貨物業(13人)

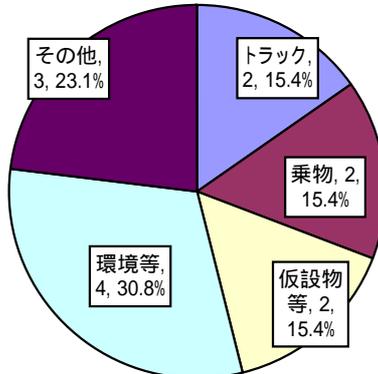
傾向と問題点

- ▶ 運輸貨物業には「道路貨物運送業」のほか、当署管内特有の産業である「索道業」が含まれる。
- ▶ 「道路貨物運送業」において、平成29年は半数(2人)が「転倒災害」であり、そのほか、「墜落・転落」災害が1人などとなっているが、例年、トラックの荷台から墜落する等の荷役災害や交通労働災害が見られることが多い。「索道業」においては経験の浅い季節雇用労働者によるスキー場における転倒災害及び除雪機やリフトに係る災害が多く発生している。
- ▶ 転倒災害は7人で対前年5人減少したが依然として全体の半数以上を占めている。
- ▶ 運輸貨物業全体で対前年10人減少した。業種別では、「道路貨物運送業」で4人と対前年3人減少した。また、「その他の交通運輸業」で9人発生し、そのうち全てが「索道業」で発生(対前年7人減少)したものである。

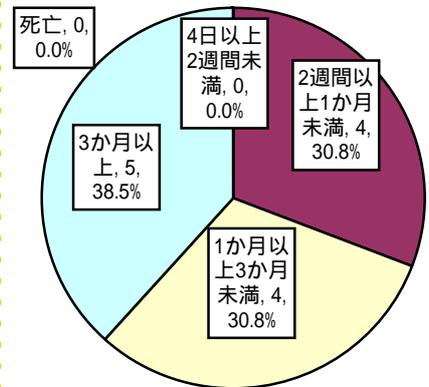
事故の型別



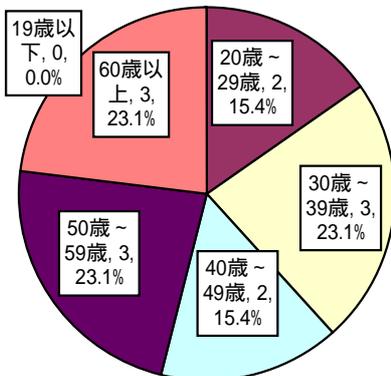
起因物別



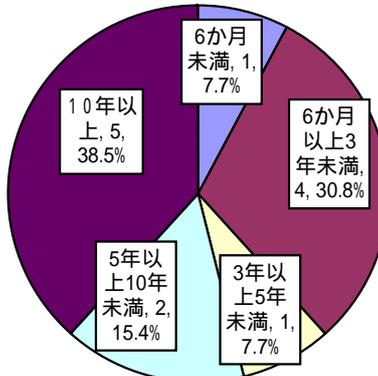
災害程度別



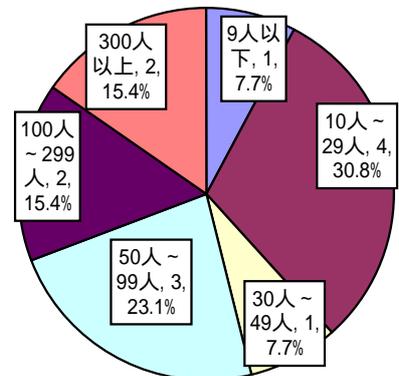
年齢別



経験期間別



事業場規模別



重点的に実施すべき対策

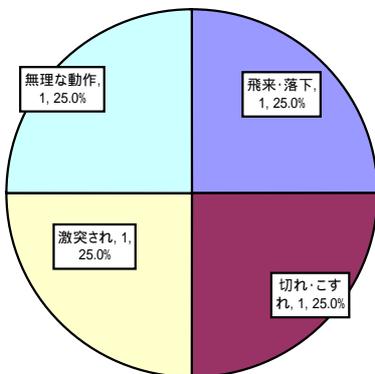
- ▶ 道路貨物運送業において、荷役作業場所における「墜落・転落」、「転倒」災害を防止するため、安全な作業床、昇降設備や必要な照明・標識等を設置する。
- ▶ 道路貨物運送業において、交通労働災害防止のためのガイドラインに基づき、管理体制の確立・整備、適切な労働時間の把握管理、交通KYなどの安全教育の実施などを推進する。
- ▶ 索道業において、経験の浅い季節雇用労働者による労働災害を防止するため、雇入時教育等を確実に実施し、スキー等によるパトロール中や移動中における転倒災害防止対策を周知・徹底させることを通じ不安全行動をなくす必要がある。
- ▶ 索道業において、スキー場における危険箇所の洗い出し等を行い、関係労働者に周知し、また、危険予知活動などを取り入れて安全衛生意識の高揚を図る。

林業(4人)

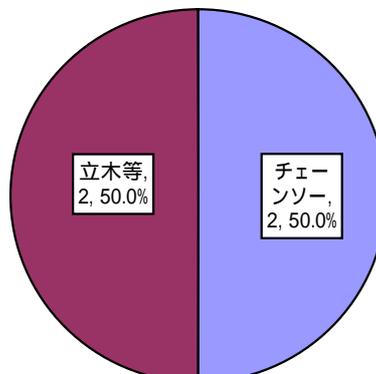
傾向と問題点

- ▶ 林業においては、木材伐出機械による災害やかかり木の処理作業時における労働災害が発生しており、重篤な災害につながることも少なくない。また、チェーンソーが起因となる労働災害は毎年発生している。
- ▶ 起因物別でみるとチェーンソーが2人、立木等が2人であった。
- ▶ 年齢及び経験期間による主な傾向は特に認められず、年齢及び経験に関係なく災害が発生している。
- ▶ 林業全体で労働災害発生人数は対前年で変わらない。

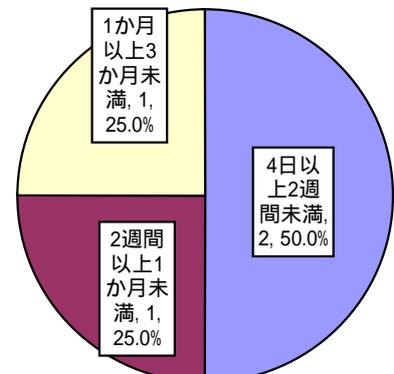
事故の型別



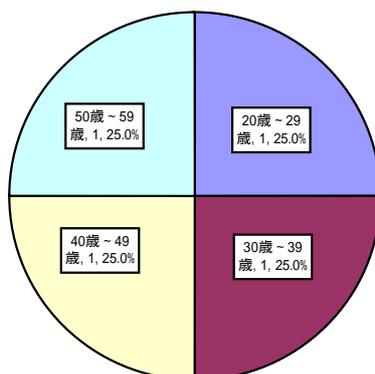
起因物別



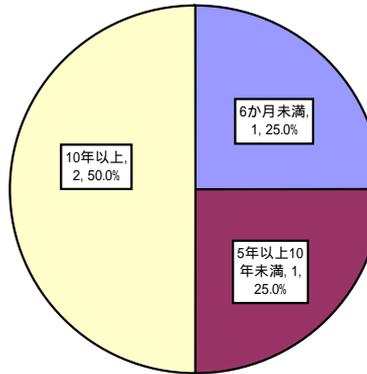
災害程度別



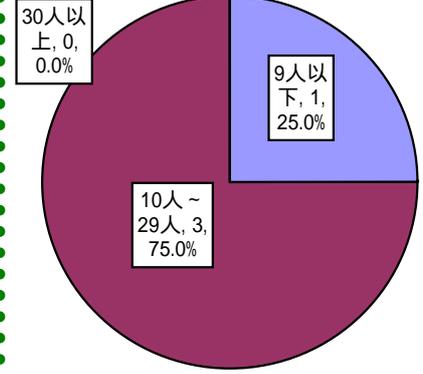
年齢別



経験期間別



事業場規模別



重点的に実施すべき対策

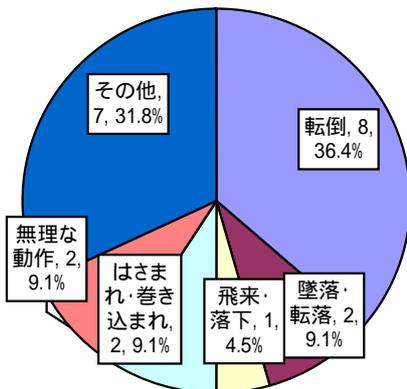
- ▶ 伐木作業を開始する前に、伐採予定木を確認するのみでなく、周囲の状況や枯れ枝・つるがらみ等の有無などを確認したうえで、適切な伐採方法の選択や退避場所の設定を行い、合図を実施したあと伐木するなど一連の方法を確実に順守して作業を行う必要がある。
- ▶ 「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」に基づいた、かかり木の処理を徹底する。
- ▶ 車両系木材伐出機械等については、労働安全衛生規則に定める事項を遵守し、適切な管理を行う。特に、事前に作業計画を作成し、特別教育を受講した者が確実に運転する必要がある。
- ▶ 平成29年10月26日に改正があった林業・木材製造業労働災害防止規程の周知を行い、改正内容を踏まえて近年多発している労働災害を未然に防止していく必要がある。

卸売業又は小売業(22人)

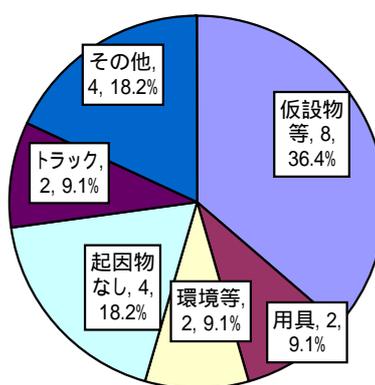
傾向と問題点

- ▶ 卸・小売業においては転倒災害が非常に多く発生しており、ほとんどが事業場施設内での災害である。また、製造業や建設業とは異なり、安全管理者の選任義務がない事業場においては、安全担当者が明確に定まっていないことが散見され、卸・小売業に従事する労働者の安全衛生意識も希薄な場合がみられる。
- ▶ 年齢別でみると「50歳以上」が全体の半数を占めている。
- ▶ 卸・小売業全体では対前年5人増加した。業種別では、「小売業」22人、「卸売業」0人であった。

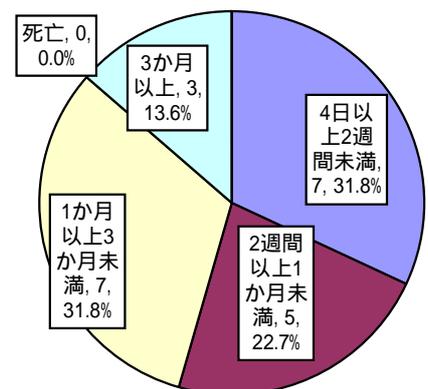
事故の型別



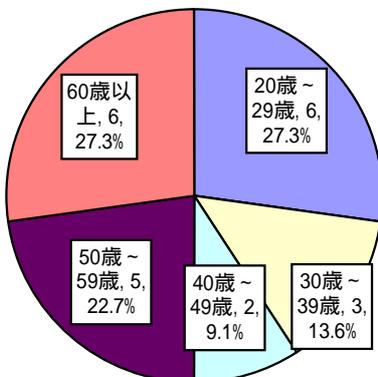
起因物別



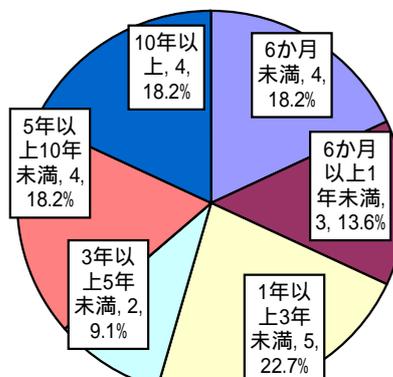
災害程度別



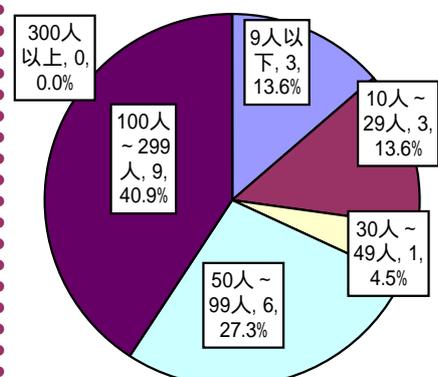
年齢別



経験期間別



事業場規模別



重点的に実施すべき対策

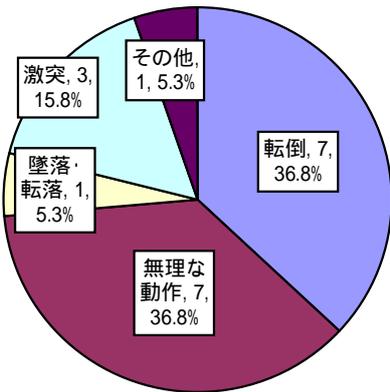
- ▶ 卸・小売業において労働災害を減少させるためには、施設内の設備を改善する等のハード的対策を行うほか、労働者に対して危険予知訓練を行わせる等のソフト的対策が必要不可欠である。このため、使用者による一方的な安全衛生活動のみならず、労使が一体となって取り組めるような安全衛生活動を展開する必要がある。
- ▶ 転倒災害を防止するため、施設内通路の整備や手すりの設置などの設備対策の実施、滑りにくい靴の着用の徹底などを実施していく必要がある。(特に高年齢労働者への配慮に留意)
- ▶ 労働者の安全衛生意識を向上させるための活動として、危険予知活動や4S活動(整理整頓等)等労働者参加型の活動を展開する必要がある。
- ▶ 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」に基づいた対策を行わせる必要がある。
- ▶ 各種商品小売業等の一定の業種については、労働安全衛生法に基づいて安全管理者や安全推進者を選任して安全管理を適切に推進する必要がある。また、それ以外の業種でも「安全推進者の配置等に係るガイドライン」に基づいて安全推進者を配置し、職場環境の改善等の事項を行わせる必要がある。

保健衛生業(19人)

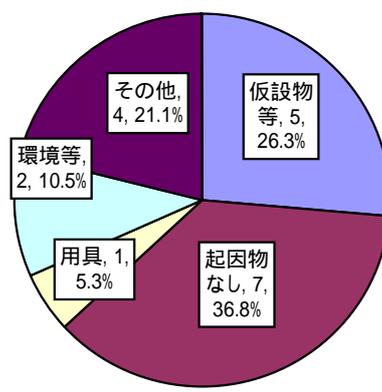
傾向と問題点

- ▶ 保健衛生業のうち、当署管内において主となる業種は「社会福祉施設」及び「病院」である。
- ▶ 社会福祉施設においては、利用者介助作業等における腰痛災害及び転倒災害が多く発生している。転倒災害は施設内だけでなく利用者宅でも発生している。また、腰痛災害については利用者の予想外の動きに対応しようとして無理な動作が生じ、これが起因となって腰痛災害が発生することが多い。
- ▶ 病院における休業4日以上の労働災害はほとんど発生していない。
- ▶ 保健衛生業全体で対前年4人増加した。業種別では、「社会福祉施設」18人、「病院」1人であった。

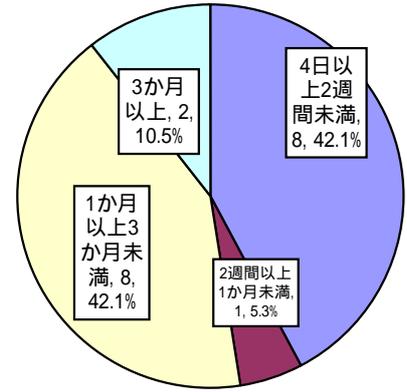
事故の型別



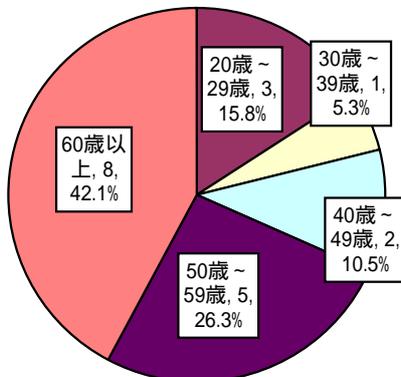
起因物別



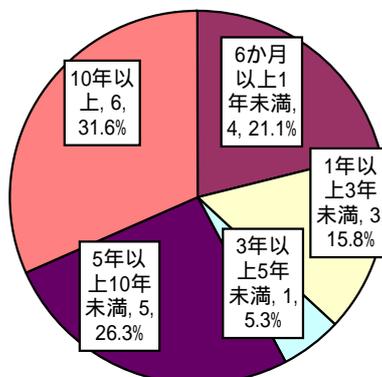
災害程度別



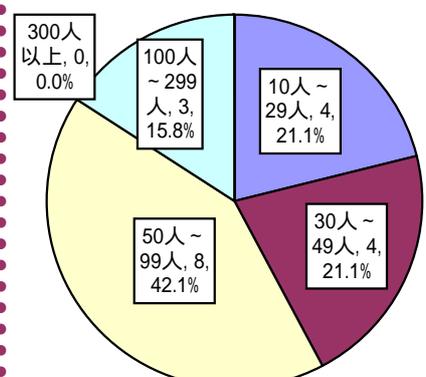
年齢別



経験期間別



事業場規模別



重点的に実施すべき対策

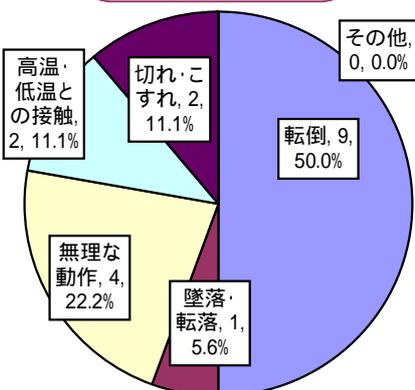
- ▶ 転倒災害を防止するため、通路の整備や手すりの設置などの設備対策の実施、滑りにくい靴の着用の徹底などを実施していく必要がある。
- ▶ 腰痛災害を防止するには、発生原因をとらえて防止対策をとらえる必要があるが、腰痛災害の原因は特定の要素によるものではなく、さまざまな要素が重なって起こるものであることを踏まえ、過去発生した腰痛災害事例及びヒヤリハット事例を基にリスクアセスメントを実施し、各作業に潜むリスクを洗い出し、労働衛生3管理の原則を踏まえ、それぞれに対応するリスク低減措置を講じる必要がある。
- ▶ 腰痛予防にかかる具体的な対策としては、各作業において腰に負担をかけないための正しい作業姿勢の周知・徹底、腰痛予防体操の実施、腰への負担を軽減するという観点から作業内容を見直し・変更すること(福祉用具・介護用品等の利用を含む)等が挙げられる。このほか「職場における腰痛予防対策指針」に基づき対策を講じる必要がある。

接客娯楽業(18人)

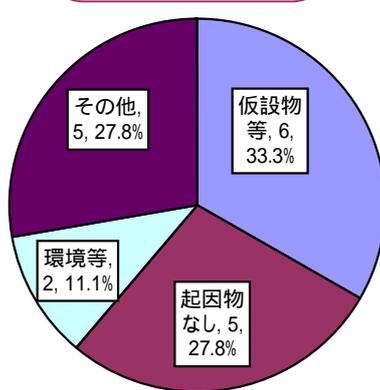
傾向と問題点

- ▶ 接客娯楽業のうち、当署管内において主となる業種は「旅館業」及び「飲食店」である。そのほか「ゴルフ場」及び「公園・遊園地」などがあるが、休業4日以上の労働災害はほとんど発生していない。
- ▶ 転倒災害が9人と対前年5人増加し全体の半数を占める結果となった。
- ▶ 年齢別でみると「60歳以上」が全体の6割を占めており、「50歳以上」が全体の8割近く占めている。
- ▶ 接客娯楽業全体で対前年1人減少した。業種別では、「旅館業」10人、「飲食店」6人、「その他」2人であった。

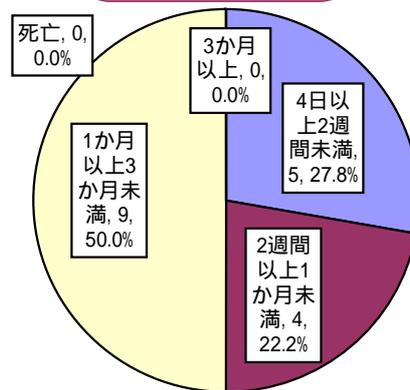
事故の型別



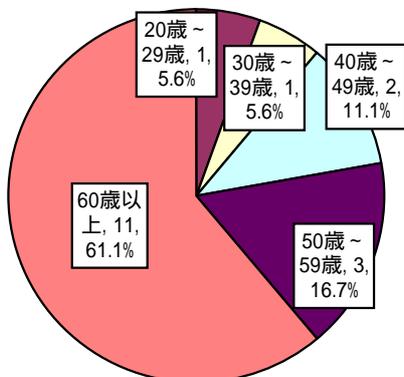
起因物別



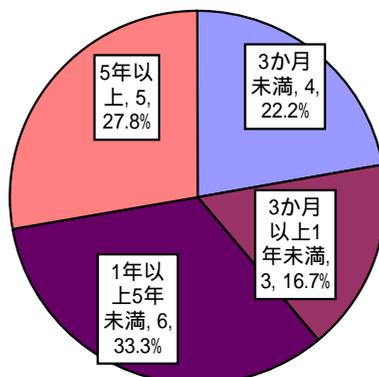
災害程度別



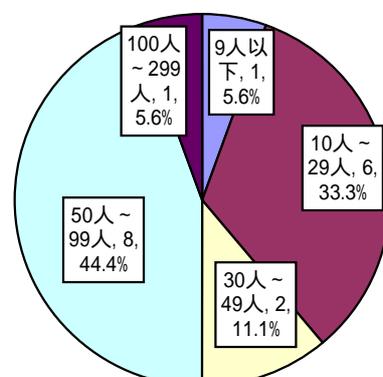
年齢別



経験期間別



事業場規模別



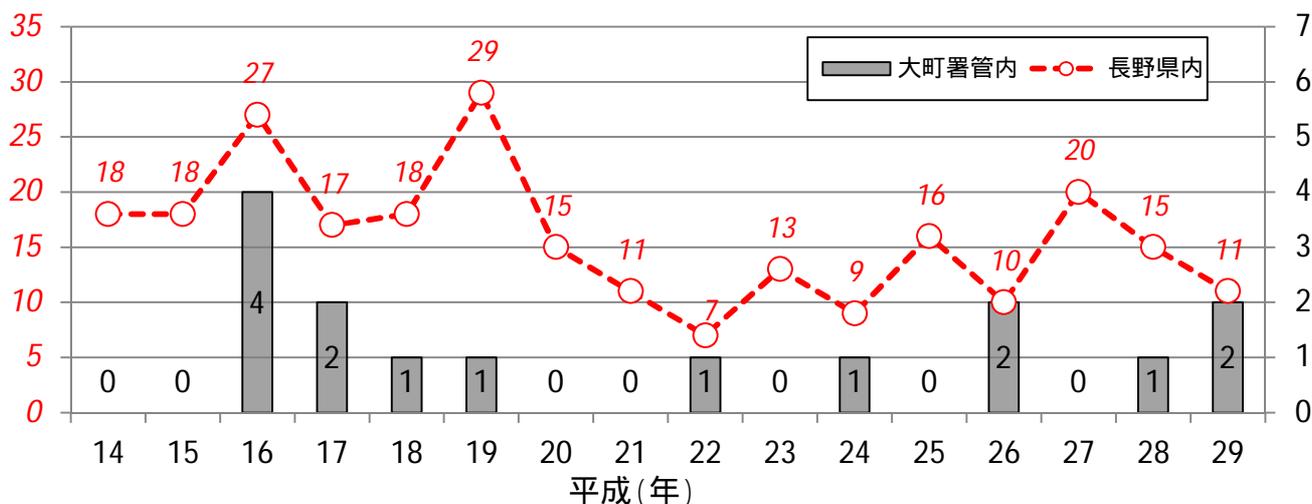
重点的に実施すべき対策

- ▶ 「転倒」災害を防止するため、敷地内の転倒危険箇所を明確にし、事前に対策を講ずる必要がある。
- ▶ 「60歳以上」の労働者による災害が全体の6割を占めていることから、高齢者に配慮した転倒災害防止対策が必要となる。具体的には施設内における転倒の危険箇所について、単に注意表示を行うことで解決するのではなく、危険箇所を解消させることを優先して検討すること、教育は一度だけでなく繰り返し行うこと等が挙げられる。
- ▶ 旅館業及び飲食店においては、他の業種（製造業や建設業）と異なり、安全管理者の選任義務がない事業場において、安全担当者が明確に定まっていない組織体制であることが少なくないため、「安全推進者の配置等に係るガイドライン」に基づいて安全推進者を配置し、経営トップが率先して安全担当者に安全管理を実施させるところから始めていく必要がある。
- ▶ 旅館業及び飲食店で働く労働者の安全衛生意識は他の業種（製造業や建設業）と比較して希薄な場合がみられるため、使用者による一方的な安全衛生活動のみならず、労使が一体となって取り組めるような安全衛生活動を展開する必要がある。

プレス機械・木材加工用機械災害発生状況

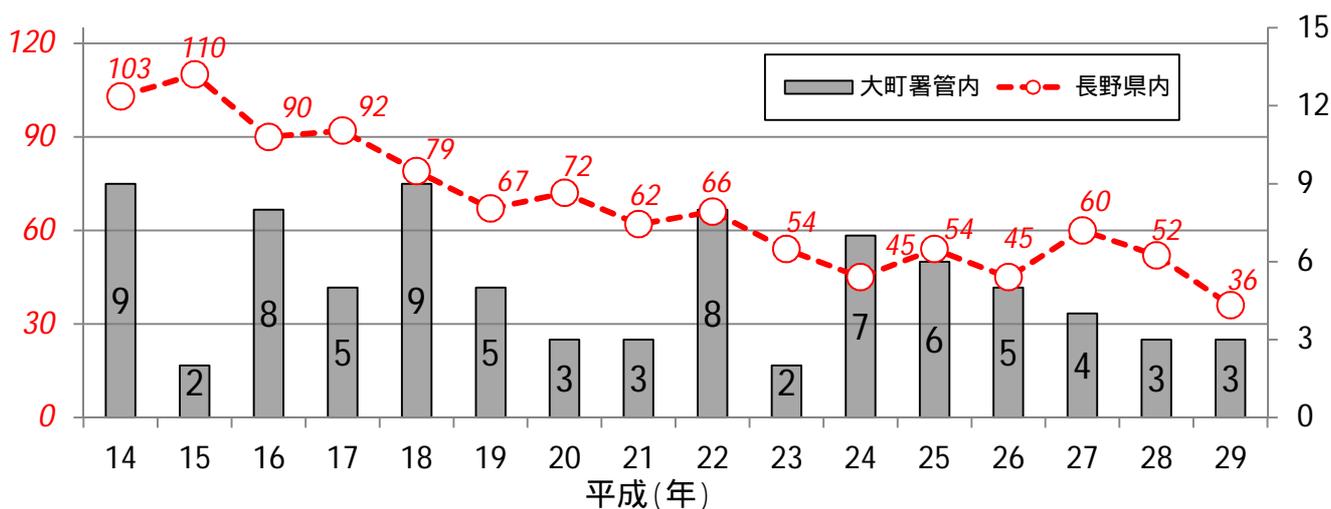
第1図

プレス災害の推移



第2図

木材加工用機械災害の推移



第1表

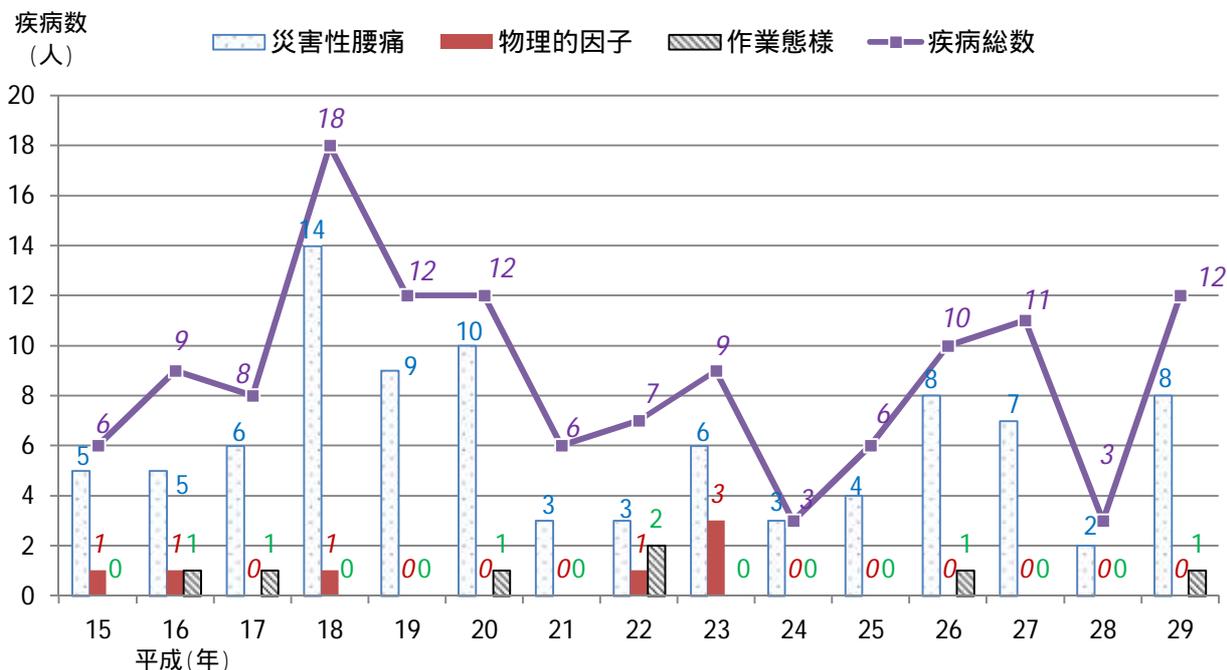
平成29年中に発生した木材加工用機械災害の内訳

業種		製木材・造木製品	建設業	林業	その他の業種	合計
		木材加工用機械				
丸のこ盤	定置式					0
	携帯用または可搬式					0
かんな盤	手押し式					0
	自動式					0
	携帯用または可搬式					0
帯のこ盤						0
木工フライス・ルーター・面取り盤						0
その他(木工旋盤・チェーンソー等)				2	1	3
合計		0	0	2	1	3

職業性疾病・健康診断結果

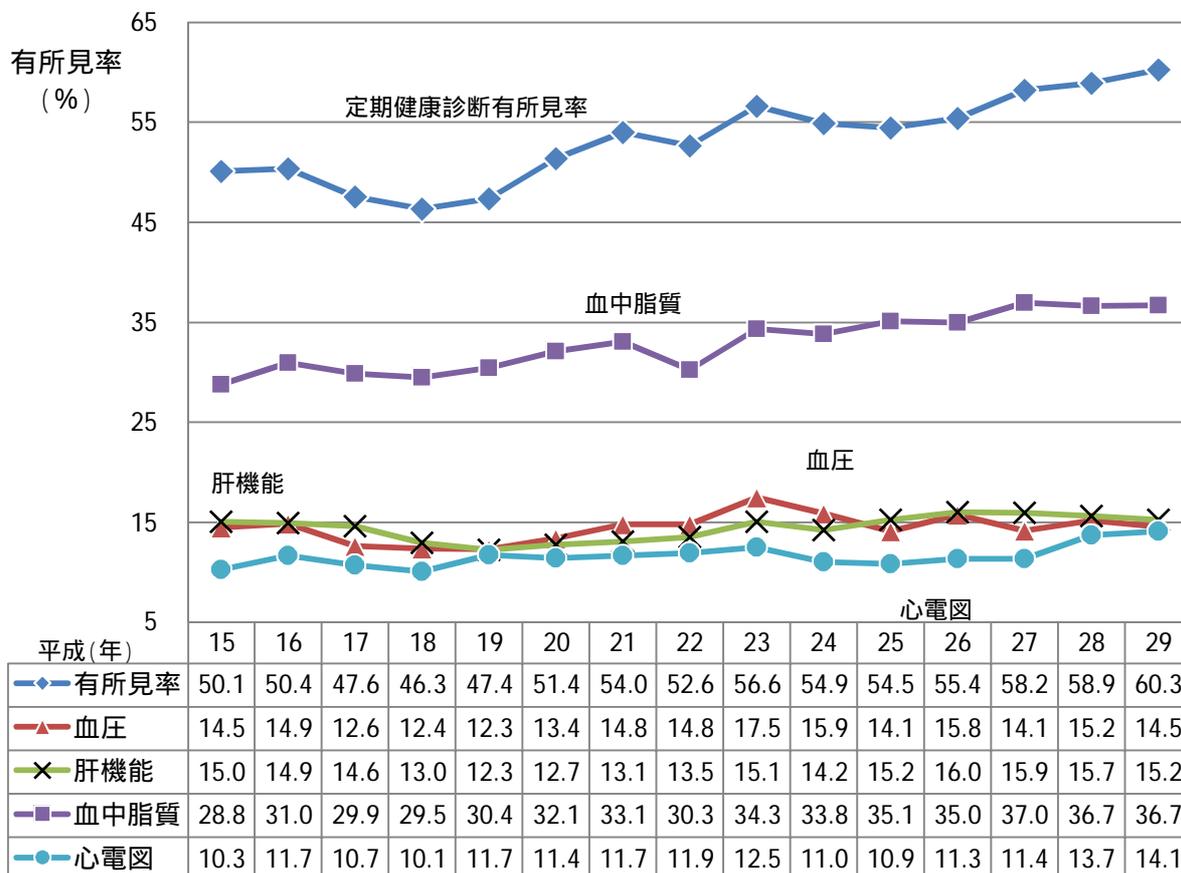
第1図

業務上疾病発生状況の推移



第2図

主な項目別有所見率の推移



平成29年は速報値

労働災害防止のポイント

ポイント①：墜落・転落災害防止対策

墜落・転落災害は、建設業を中心に業種を問わず発生しています。高い箇所(2m以上)で作業する場合、墜落防止の措置を講じずに行くと、労働安全衛生法違反となりますので、確実に同措置を実施することが求められます。また、脚立やトラックの荷台などの低い高さ(2m未満)でも、頭部を強打した場合などは死亡災害等最悪の結果をもたらすことがあります。

事例 倉庫で棚の上の食材を取る際、脚立上から墜落し、右腕を骨折した。



- ✓ 高さのある箇所で作業する場合、作業床と手すり等墜落を防止する設備が設置されている。...
- ✓ はしごや脚立などを使用する場合、はしごの固定、同僚が支えるなど転位の防止を必ず行っている。...
- ✓ 高いところでの作業には、必ず労働者に墜落時保護用の保護帽(ヘルメット)を着用させている。...
- ✓ 手すり等の設置が困難な場合には、安全帯取り付け設備を設け、必ず安全帯を使用させている。...

大町労働基準監督署では、「1メートルは一命取る! - 脚立からの転落災害防止 -」リーフレットを作成しています。

ポイント②：転倒災害防止対策

転倒災害は、様々な業種で発生しており、労働災害の約3割を占めています。

段差や凸凹を少なくすることはもとより、整理整頓による通路等の整備、清掃による通路等の維持が重要です。

職場巡視などの活動を通じて、転倒のおそれのある箇所を明確にし、継続して整備を行うことが求められます。

事例 宴会場入口において、宴会準備中、畳のひも(リバーシブルの畳。表裏を返す時に使うひもがついている)に足が引っかかり転倒した。



- ✓ 段差や凸凹など通路上的の問題点を把握し、平坦にするなど構造上の対策を講じている。...
- ✓ 水や油を使用する箇所の床面は、水はけを良くしたりするなど防滑対策を講じている。...
- ✓ 4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動により、床面などの維持管理に努めている。...
- ✓ 定期的に職場巡視し、転倒等災害発生が予想される箇所を早期に発見するよう努めている。...
- ✓ 作業靴については、作業に適したものとし、定期的に摩耗状況等を確認し、交換している。...

大町労働基準監督署では、「防ごう! 転倒災害!」リーフレットを作成しています。また、長野労働局では、長野労働局のホームページへ専用バナー「転倒災害を防ぐために!」を掲載し、転倒災害防止対策関係資料を公開しています。

ポイント③：交通労働災害防止対策

車やバイク等の運転は、配達・運送業をはじめ、様々な事業で行われており、また、広大な長野県内では移動手段として欠くことができません。

作業として車両を使用させる場合をはじめ、営業や出張などで車両を使用させる場合には、交通事故の防止を念頭においた対策を事前に行う必要があります。

事例 バイクで朝刊の配達中、大雨で路面の段差が見えにくくなっており、バイクの前輪が段差に取られてバランスを崩して横転した。



- ✓ 安全運転管理者等の交通労働災害防止に係る管理者を選任し、職務を行わせている。...
- ✓ 走行に際して注意を要する箇所の位置等を記載した適正な走行計画を作成している。...
- ✓ 疾病、疲労、飲酒等で安全な運転ができないおそれがないか点呼を行い確認している。...
- ✓ 交通危険予知訓練など交通労働災害防止のための教育を行っている。...
- ✓ 自動車等については走行前に点検をし、異常がある場合には補修などの措置をしている。...

「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイントは、厚生労働省 HP よりご確認できます。また、「職場のあんぜんサイト」にて各種情報を公開しております。

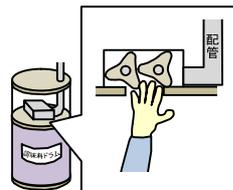
ポイント④：はさまれ・巻き込まれ災害防止対策

使用している機械等にはさまれ・巻き込まれると身体の切断など障害の伴う重篤な労働災害に繋がります。

これらの労働災害を防止するためには、機械等の動作や動力などを確認し、危害のおそれがある場合にはカバーなどを取り付けて労働者が接触しないようにすることが重要です。また、掃除や調整等の際には機械を確実に停止することが必要です。

事例

ドラムフィーダーのポンプのローター部に指を入れて付着した調味料を取り除こうとしていたところ、遠隔操作にて別の担当者が始動させてしまい、左手を巻き込まれた。



- ✓ 危険のおそれのある箇所には覆いや囲い等を設け、労働者が接触しないようにしている。…
- ✓ 覆いなどや安全装置等については、使用開始前などに有効な状態となっているか点検している。…
- ✓ 掃除や調整等の際には機械を停止し、他の労働者が作動させることがないよう表示等をしている。…
- ✓ 安全な作業のため、作業標準や手順書を作成し、関係労働者に周知している。…

大町労働基準監督署では、「その機械・作業 はさまれ・巻き込まれませんか!？」リーフレットを作成しています。

ポイント⑤：腰痛予防対策

動作の反動や無理な動作による腰痛等の労働災害は、重量物を取り扱う作業を中心に特定の業種に限らず多くの業種で発生しています。

腰痛の発生要因は、動作要因、環境要因、個人的要因のほか、心理・社会的要因などが複合的に関与していると言われており、予防するためには総合的な管理が求められます。

事例

品出し作業中、飲料の入ったケースを販売用冷蔵庫の棚に上げ下げしていたところ、腰部に負荷がかかり負傷した。荷物の重量は約12kgであった。



- ✓ 労働者の負担を軽減させるため、作業の自動化や補助器具等による省力化などを行っている。…
- ✓ 作業を設定する際には、作業人数、時間、内容、重量、自動化・省力化の状況などを検討している。…
- ✓ 温度、照度、作業場所の状況等を適宜確認し、腰痛が発生しにくい環境に整備している。…
- ✓ ストレッチを中心とした腰痛予防体操を取り入れ、実施している。…
- ✓ 腰痛リスクのある作業に従事している労働者に対し、腰痛予防に関する労働衛生教育を行っている。…

「職場における腰痛予防対策指針」のポイントは、厚生労働省 HP よりご確認できます。

ポイント⑥：化学物質による労働災害・疾病対策

労働の現場では、様々な化学物質を使用して作業が行われています。それぞれの化学物質は有害性や危険性が異なり、誤った取り扱いをすると、爆発や火災、健康被害などを引き起こすことから、これら化学物質を使用する職場においては、その物質の有害性や危険性をしっかりと把握し、リスクアセスメントを実施し必要な措置を講じる等適切な管理が求められます。

事例

強アルカリ洗剤溶液を容器からタンクに移そうと投入作業中、誤って左足長靴の中に溶液を入れてしまい、薬品による化学熱傷を負った。



- ✓ 化学物質管理簿(一覧表)等により使用している化学物質を把握して管理している。…
- ✓ 化成品の SDS(安全データシート)を入手・保存し、それに基づく管理を行っている。…
- ✓ 一定の危険有害性のある化学物質について、リスクアセスメントを実施し必要な措置を講じている。…
- ✓ 小分けした場合には、容器等へ危険有害性情報のラベル表示等を行っている。…
- ✓ 取扱いに関する作業標準、作業手順等を定め、関係労働者に周知している。…
- ✓ 防毒マスクや保護メガネなど必要数配備し、使用方法等について労働者に対して教育を行っている。…

厚生労働省は「化学物質のリスクアセスメント」についてパンフレットを作成しています。

各種リーフレット等に関するお問い合わせは、大町労働基準監督署(電話0261-22-2001)安全衛生係まで



STOP! 転倒災害



プロジェクト

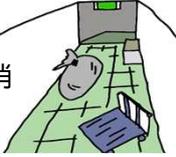
厚生労働省と労働災害防止団体では、**転倒災害**を撲滅するため

「STOP! 転倒災害プロジェクト」 を推進しています。

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、プロジェクトの重点取組期間（2月、6月）には、チェックリスト（最終ページ）を活用した**総点検**を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、**職場環境の改善**を図ってください。

転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。

4 S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法 「あせらない急ぐときほど 落ち着いて」	その他の対策
<ul style="list-style-type: none"> 歩行場所に物を放置しない 床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く 床面の凹凸、段差などの解消 	<ul style="list-style-type: none"> 時間に余裕を持って行動 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 足元が見えにくい状態で作業しない 	<ul style="list-style-type: none"> 作業に適した靴の着用 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起 

あなたの職場は大丈夫？ 転倒の危険をチェックしてみましょう

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていませんか	<input type="checkbox"/>
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果はいかがでしたか？ 問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働安全衛生行政関係ホームページアドレス

◆ 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>

▶ 安全衛生関係主要様式

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/anzen/neisei36/index.html

「各種健診結果報告書」「労働者死傷病報告」等の安全衛生関係様式が入手できます。

様式を印刷される際に印刷位置やサイズを変更されたり、白色度の低い再生紙を使用されますと、機械読み取りが不能となりますので、「印刷時の注意事項」をご確認の上ご利用ください。

▶ 安全衛生関係リーフレット等一覧

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/enzen/index.html

各種リーフレット・パンフレット・資料等が PDF データで入手できます。

▶ リスクアセスメント等関連資料・教材一覧

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/anzen/neisei14/index.html

◆ 職場のあんぜんサイト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

全国の労働災害統計・労働災害事例等を閲覧できます。

◆ あんぜんプロジェクト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html>

◆ こころの耳 <http://kokoro.mhlw.go.jp/>

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト。メンタルヘルスに関する様々な情報が掲載されています。

◆ 長野労働局 <http://nagano-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

▶ 長野県内の労働災害統計・死亡災害事例

長野県内で発生した労働災害の各年統計や死亡災害の各年統計及び事例

http://nagano-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/saigaitoukei_jirei.html

▶ 労働基準監督署からのお知らせ

長野労働局管内の各労働基準監督署からのお知らせを掲載しています。

http://nagano-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/kantokusho_oshirase.html

▶ 各種安全衛生対策等

http://nagano-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/enzen_eisei/hourei_seido/enzen.html